国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和７年１２月２１日
秋田河川国道事務所

一般国道７号　追分横断歩道橋の通行止めについて

令和７年12月20日　14:00頃、一般国道７号　追分横断歩道橋（秋田県秋田市下新城中野　地内）に、上り線を走行中の車両が接触する事故が発生しました。
この事故による人身被害はなく、現在、国道７号の通行に支障はありません。

現地を確認したところ、歩道橋の橋桁（はしげた）が変形する損傷が見受けられましたので、現在、歩道橋を通行止めとしております。
この通行止めに伴う歩行者の迂回路は、追分交差点の横断歩道をご利用願います。（現地の誘導看板に従ってください）

今後、詳細調査を実施した上で、必要な措置を行っていく予定です。

１．通行規制箇所

位　置：一般国道７号　追分横断歩道橋【秋田県秋田市下新城中野地内（281.79kp）】

位置図





出典：国土地理院地図に追記して掲載

〈発表記者会:秋田県政記者会〉

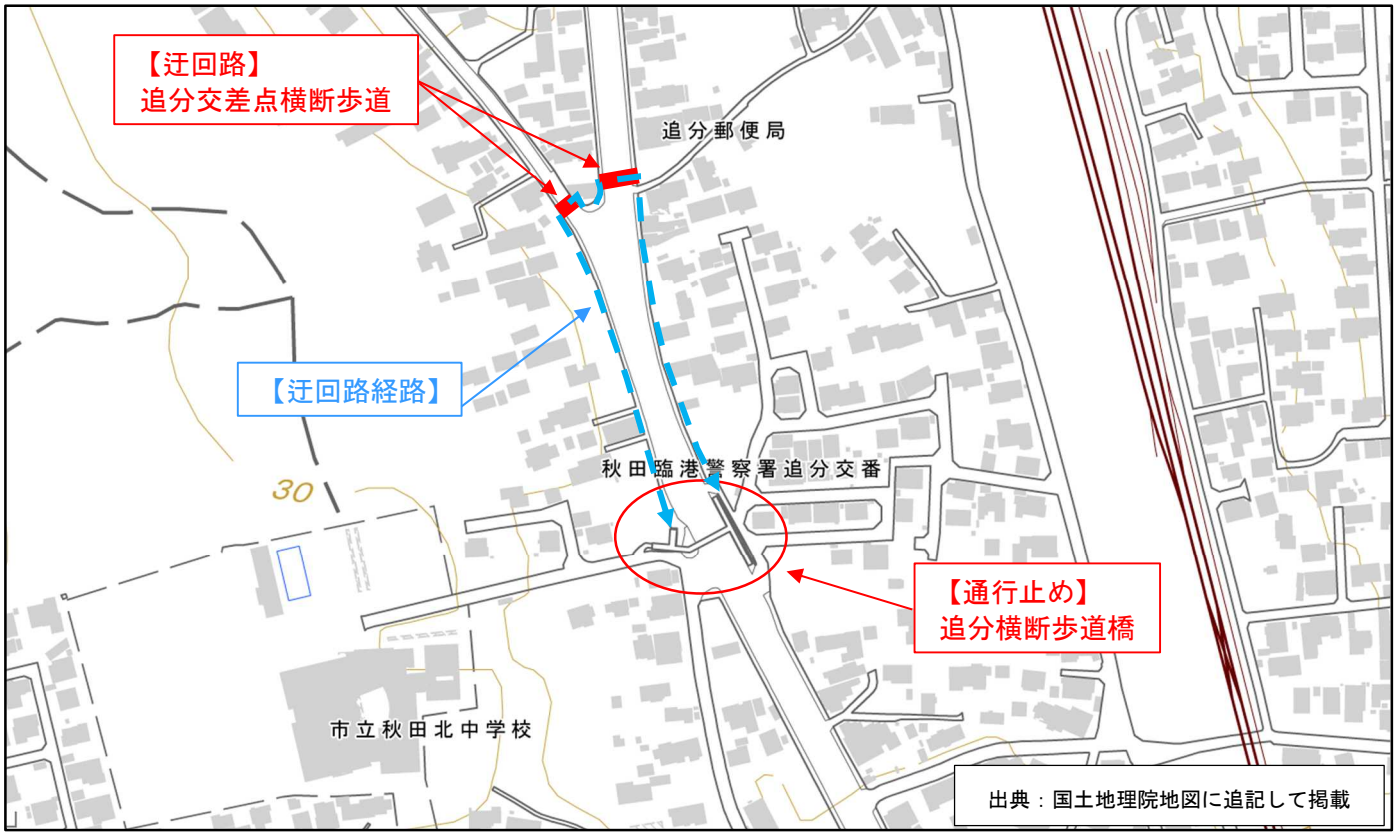
＜問い合わせ先＞

国土交通省 東北地方整備局　秋田河川国道事務所

副所長　長濱谷（ながはまや）　和典（かずのり）　電話:018-823-4167（内線 205）

令和７年１２月２１日
秋田河川国道事務所

追分横断歩道橋と迂回路の詳細図



【横断歩道橋全景】
（〇囲みが損傷箇所）



【損傷状況】
（下から見た様子）

